

テーマ6 障害者が安心して暮らせる地域づくり

【現状と課題】

1 障害児・者を支える風土づくり

栄区は、日本で初めての重度心身障害者通所施設が開設されるなど、日本の障害者福祉（障害児・者の地域生活支援）をリードしてきたと言っても過言ではありません。建設にあたっては、地元住民との議論を重ねたことにより、障害を理解し、障害児・者も地域に出て共に交流しようとする風土をもたらしました。

栄区の障害児・者は、現在も福祉施設や地域のイベントなどで、地域の中に溶け込んでいますが、今後も障害の理解が深まり、地域の中でいきいきと暮らせるようにすることが大切です。

《障害別の変遷》

(1) 知的障害児・者

昭和61年、桂台に日本で初めての通所による重症心身障害者通所施設「朋」が開設されました。同63年には、公田町に機能強化型地域活動ホーム（さかえ福祉活動ホーム）、平成8年には「朋第2」が、平成10年には、中野町に「SELP・杜」が開設され、職業訓練に向けての体制も整い始めました。また、平成18年には笠間町に「ソイル栄」が開設され、入所施設も整備されました。

(2) 身体障害児・者

平成11年には、脳卒中などによる中途障害者の活動の場として、中野町に中途障害者地域活動センター「わ〜くらぶ・さかえ」が開設されました。

また、平成18年には、重度の身体障害者の入所施設として「リエゾン笠間」が開設されました。

さらに、平成24年には、多機能型拠点「郷（さと）」が、医療ケアを必要とする重症心身障害児・者等を対象に、開設しています。

(3) 精神障害者

平成元年、桂町に地域作業所「かつら工房」がスタート、平成16年には、NPO法人「みちくさみち」として改組されました。

平成8年には、地域活動支援センター「すぺーすモモ」が開設されたほか、平成13年には、小菅ヶ谷に精神障害者の生活相談の拠点として「生活支援センター」が整備されました。

さらに平成28年3月、精神障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、地域活動支援センター「egao」が開所しました。

(4) 身体・知的・精神障害者を対象とした地域作業所

障害の種別にかかわらず、障害のある方が、地域で自立した生活を営めることを目的として、平成16年に地域作業所「まってる」平成19年に「第2まってる」が開設されました。

### (5) 地域支援拠点

障害児・者の地域生活を支援するための区内の拠点として、平成11年に法人型地域活動ホーム「サポートセンター径」が開設されました。

「径」は、障害のある方が安心して暮らせる地域・社会を目指して「日中活動支援事業」と「生活支援事業」「相談支援事業」の3事業に加え、これらの事業を通して明らかになった課題に取り組むため、栄区後見的支援室「とんぼ」を運営しています。

「とんぼ」では、障害のある方とご家族が大切にしている地域での暮らしがこれからも続くように、スタッフが定期訪問し将来の夢や希望といった思いを確認しながら、地域で安心して暮らせる方法を一緒に考えています。

また、平成28年から「径」には、基幹相談支援センターが設置され、3障害一体の相談支援機関として業務に取り組むことになりました。

## 2 障害児・者と地域との交流

障害児・者と区内中学生や地域との交流を目指して、平成7年から「ふれあい運動会」が、障害児の余暇活動支援として、平成12年から「ほっとスクール」が開催されています。また、芸術を通して障害理解を進める「ふれあいコンサート」を平成27年11月に実施しています。

また、アートを通じ、障害者の社会参加を進める取り組みとして、平成22年から「さかえ egao プロジェクト」が展開されています。

区内の福祉施設では地域とのふれあいや交流を図るため、イベントの時には、近隣の地域住民の方々に呼びかけ、障害に対しての理解を広める取組をしています。

## 3 障害児・者の現状と課題

### (1) 栄区の障害者手帳所持者の状況

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
身体障害者手帳	3,038	3,039	3,157	3,256	3,332	3,375
(18歳未満)	76	80	86	89	89	89
知的障害者「愛の手帳」	707	742	775	823	865	920
(18歳未満)	264	271	296	317	335	354
精神保健福祉手帳	670	723	791	843	919	975
計	4,415	4,504	4,723	4,922	5,116	5,270
人口	124,890	122,286	124,919	124,612	123,961	122,286
(率)	3.5	3.7	3.8	3.9	4.1	4.3

出典：横浜市統計書

発達障害など障害概念の拡大、ストレスを起因としたうつ病の増加などにより、障害者手帳の所持者はこの6年間で約20ポイント、人口比率では0.8ポイント増えています。

特に身体障害では11ポイント増なのに比して、「愛の手帳」は約30ポイント、精神障害者保健福祉手帳は約46ポイントの増加になっています。

(2) 特別支援学校卒業生の進路状況

毎年3月までに、概ね100%の生徒が一般企業での就労や福祉施設への通所が決まりますが、障害特性に対応できる就労場所が身近に無く、通いきれなくなってしまうなどの問題があります。日中の活動を継続するために、身近なところで多様な就労形態を持つ福祉施設の整備するなど、どのような課題があるのか、どのように解決するのか検討を重ねていく必要があります。

幼少期から、親も将来の見通しを持った関わりが出来るような支援を充実することで持っている力を存分に発揮し、スムーズに就労に移行することが期待できます。

(3) 障害者および介護者の高齢化の状況

障害者自身の高齢化はもちろん、障害児・者の家族も高齢化して介護保険を受けるなどで障害を起因としたひきこもりケースを把握することが増えています。

親が高齢化し、問題が複雑化する前に早いうちから、相談機関につながり、適切な医療と支援をする必要があります。地域でも気づきあい、相談先を紹介するなどの地域コミュニティが充実することが大切です。

(4) 自立支援医療（精神通院）および精神福祉保健相談の状況

自立支援医療費を平成26年度は1,808人が受給しており、その数は年々増加しています。

精神福祉保健相談に関しては、家族を含めた複合的な支援が求められています。

5 難病患者の現状と課題

栄区には、パーキンソン病などの神経・筋疾患、悪性関節リウマチなどの膠原病、特発性間質性肺炎などの呼吸器・循環器系疾患、その他消化器、血液、皮膚疾患などの難病で療養を続けられる患者さんが、約970人います。

これらの疾患は、原因が不明で治療法が確立されておらず、日常生活にも多くの困難が伴うため、国は306の疾患を「指定難病」として認定し、市（区）では医療費の一部助成や「障害者総合支援法」に基づく支援をしています。

難病患者さんたちに対して、疾患ごとに「患者会」を組織し運営の支援をしたり、講演会の開催をご案内したりしていますが、外見からは難病とわからないような内部障害の場合、療養や生活の困難さに理解が得られにくいといった課題があります。

## コラム 障害者差別解消法

これまで、障害児者の基本的人権の保障については、「障害者基本法」がその理念を定めていましたが、内容は具体的措置までを求めるものではありませんでした。

このたび、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」とする）が成立し、差別解消についての具体的な取り組みが要請されることになりました。この法律は、平成 28 年 4 月から施行されます。

この法律では、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」と、「障害者への合理的な配慮をしないこと」を差別として禁じています。

「不当な差別的扱い」とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。例えば車いすを利用しているということだけで入店を拒否したり、提供できるサービスの内容を制限したりするようなことなどです。

一方、「合理的配慮をしないこと」とは、障害のある方から基本的に何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、その実現に過重な負担がかからない範囲で社会的障壁を取り除くための必要な配慮を行わないということです。例えば聴覚に障害のある方に筆談や手話などの配慮を行わなかったり、視覚に障害のある方に文字だけで説明し読み上げなどの配慮を行わなかったりする場合などです。

横浜市においては、「不当な差別的扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」が法的義務とされており、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」や「対応指針」を作成しています。

また、会社やお店などの事業所は、「不当な差別的扱いの禁止」が法的義務とされており、「合理的配慮の提供」を行うことが、努力義務となっています。

今後、横浜市では、障害を理由とする差別に関する相談を受けたり紛争を防止し、その解決をするため、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織し、地域全体として差別解消に向けた主体的な取り組みを行っていきます。

【目指すべき地域社会のあり方】

1 暮らしやすい、社会参加のある地域社会

障害児・者が、幼少期から地域の中で見守られ、運動会やお祭りなどの地域行事にも積極的に参加し、交流を深めることができるような地域社会を目指します。

栄区では、保育園が福祉施設に訪問するなどの交流や、ふれあい運動会において、中学生と栄区内のほぼ全施設の障害児・者の方々やボランティアがふれあうなどの交流の機会が充実しており、障害児・者への理解は深まってきています。しかし、今後もより一層の障害児・者への理解を深めるための取組が必要です。

また、バリアフリー法で、本郷台駅から徒歩圏とされる概ね半径 500 メートル範囲はバリアフリー化が実施されていますが、今後は区内を移動するために、不都合な所はないか等確認していく必要があります。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①地域に向けた理解のよびかけ</p> <p>障害当事者の声を広く地域へ届け、障害を理解するために障害当事者による研修会、講演会等を実施します。加えて、福祉施設でのイベントやふれあい運動会などにより、交流を進めます。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①幼少期からの多様な交流の場の充実</p> <p>世代間交流を目的として、福祉施設と保育所等との交流を推進し、地域における居場所づくりや地域のイベントへの参加を促進します。</p>
共 助	つながる
	<p>①個性や多様性を大切にする風土づくり</p> <p>障害の理解が深まり、誰もが暮らしやすい地域となるように、研修会や啓発、講演会、イベント等を通じて個性や多様性を大切にする風土づくりを進めます。</p>

## 【目指すべき地域社会のあり方】

## 2 地域社会で重要な役割を果たす福祉施設等関係施設

障害児・者の養育者が発達障害等の障害特性を幼少期から受け止め、専門機関（医療機関も含む）と連携して育てていけるように支援していくことが大切です。

ひきこもりについては、家族だけで抱えこむことのないよう、第三者（相談機関）による早期からの支援が必要です。寄せられた相談については的確に専門機関（医療機関も含む）につなぐとともに、家族が相談しやすいような環境作りを進めます。

さらに、福祉施設等の関係施設は、ボランティアなどの人材輩出、文化交流、まちの活性化だけでなく、学校や保育園などとの交流から、福祉教育に至るまで、地域に貢献しています。今後も、地域とのつながりを通じて、地域社会での交流・発信拠点などとして重要な役割を果たしていきます。

## 【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<b>①学校、企業、事業所等と連携した障害理解の促進</b> 学校、企業、事業所等が連携し、研修会や連絡会、障害児・者が作成した製品の販売協力を開催し、障害に対する理解を深めます。
共 助	参加・行動する
	<b>①障害特性に合わせた福祉的就労も含めた日中活動の場づくり</b> 自立支援協議会（活動連絡会）などを通して、日中活動に繋げ、継続するための取組を進めます。また、高校卒業後の進路について検討する連絡会で、課題抽出と解決に向けた取組を実施し、福祉的な就労の場を創出します。
	<b>②ひきこもりなどにより外に出られない人への支援</b> 学校や生活支援センターなどの関係機関と連絡会等を実施し、家族が相談しやすいような環境整備を進めるとともに「地域若者支援協議会」へ参加するなど、地域の専門機関との連携を進めます。
	つながる
	<b>①障害児・者を支援する人の育成</b> ボランティア及びあんしんキーパー育成講座を実施し、障害児・者本人に困りごとがあった際に対応する体制を整えます。

【目指すべき地域社会のあり方】

3 見守りネットワークのある地域社会

障害児・者を早い時期から適切な支援につなげることができるようにするためには、関係機関の見通しを持った関わりと、地域の声かけや見守りが必要です。金銭管理や、日常生活のサポートなどを他人事とはせず、適切な制度や関係機関につなげることができる、見守りネットワークのある地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p><b>①障害について話し合う場づくり</b>                  自立支援協議会で、障害児・者の将来を見通した関わりや地域での障害理解を深める取組を展開します。</p>
	参加・行動する
共 助	<p><b>①障害に合わせたきめ細かな移動手段の確保</b>                  移動情報センター推進会議等を実施し、障害児・者が外出しやすいように環境を整え、社会参加を促進します。</p>
	つながる
	<p><b>①災害時要援護者避難支援体制づくり</b>                  特別避難場所、地域防災拠点ごとに訓練を実施するだけでなく、訓練への参加を促進し、災害時における要援護者避難支援に対する意識を高めます。</p> <p><b>②つないでフォローするネットワークづくり</b>                  病院や警察、消防、事業者等、区内各機関が連携した、「つないでフォローする仕組」を作ります。</p>

## コラム 訪問の家と桂台小学校とのつながり

全国で初めてとなる重度心身障害者の通所施設（「朋」）を開設した訪問の家は、桂台エリアを中心に地域の保育園や小中学校と交流を重ね、毎年行われるお祭りなどには多くの地域住民が参加しています。

例えば桂台小学校2年生と「桂台地域ケアプラザ」を利用する高齢者で行われる交流会、3・4年生と「朋」で行われるサッカーやボウリングなどを通じての交流、5・6年生と「径」で行われるパン作りや缶つぶしなどの作業体験を通じての交流などが、毎年、いろいろなテーマで行われています。さらに、夏休みにはこどもたちが自主的にボランティアに来て、利用者と一緒に食事をしたり作業などをして貴重な交流と体験を積み重ねています。

また、毎年10月には、「朋」に隣接する桂台中学校を会場に、区内の障害者施設メンバー、中学生ボランティア、ボランティア団体が一堂に会して「さかえ・ふれあい運動会」が開催されています。平成27年度は、第21回を迎え、あいにくの雨にもかかわらず約700名の参加のもと盛大に盛り上がりました。

## コラム さかえ egao プロジェクト

さかえ egao プロジェクトは、栄区にゆかりのあるアーティストやデザイナーと9つの福祉事業所の協働作業により温かみと個性が溢れた、オリジナル製品を生み出すプロジェクトです。

“egao is no border!” をキーワードに、作る人も、贈る人も、受け取る人もみんな“egao（笑顔）”になるように願いを込めてプロジェクトは進行しています。

オリジナル製品はクッキー、ハーブソルト、ポーチ、アクセサリー、クラフトカードなど、様々なフードや雑貨を開発・販売しています。栄区内ではもちろん、横浜や都内のものづくりやアートのイベントに出展するなど、展開の幅を広げています。

年に1回程度、栄公会堂で開催する「egao フェスティバル」では、アーティストによるワークショップや事業所の製品販売、egao の絵コンテスト、ステージパフォーマンスなど、様々な切り口から楽しめる祭典です。

平成27年度は会場を参加者皆で全面的にアートで装飾し、更なる盛り上がりを見せました。

平成28年は新たなアートの拠点であるアトリエ&カフェを開設し、福祉の枠を越えた新たな取り組みを予定しています。